中東・北アフリカ諸国の商業代理と商品・サービスの販売 (レバノン・カタール・オマーン・バーレーン・クウェート・イラク)

# 2012年2月

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

## 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith LLPに作成を委託し、2012年 1月15日現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Herbert Smith LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先: 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) ビジネス情報サービス部 ビジネス情報サービス課

〒107 - 6006 東京都港区赤坂 1 - 12 - 32 Tel:03-3582-5651

**JETRO** 

本報告書作成委託先: Herbert Smith LLP Dubai

Dubai International Financial Centre Gate Village 7, Level 4 P.O. Box 506631 Dubai, UAE Tel: +971 -4-428-6300

Fax: +971-4-365-3171

Herbert Smith

# 目次

レバノン	1
カタール	14
オマーン	25
バーレーン	35
クウェート	46
イラク	59

	項目	概要	参照条文
			(勅令法の条 文)
1.	適用法令	1967年8月5日付勅令法第34号(「勅令法」)。勅令法 1967年第34号の規定内容は、公序に関するものとみなされ ているため、契約上のいかなる規定にもかかわらず、その まま適用されます。	
		勅令法は、以下のとおり数次にわたり改正されています。	
		• 1975 年勅令第 9639 号	
		• 1998 年法第 671 号	
2.	登録商業代理店となることができる者	勅令法第1条の規定によれば、商業代理店は、レバノン国内に事業所を置くレバノン国民でなければなりません。商業代理店が法人である場合には、資本の過半数がレバノン国民により保有されていなければならないことに加えて、以下の要件を満たさなければなりません。	第1条
		<ul> <li>株式会社(joint stock company)の場合、取締役の3 分の2に加え、会長、総支配人(general manager)、副総支配人(deputy general manager)お</li> </ul>	

	項目	概要	参照条文
			(勅令法の条 文)
		よび日常の経営業務を委ねられているその他のすべ ての者がレバノン国民である必要があります。	
		有限責任会社 (limited liability company) の場合、会 社を統率する権限を有する者はレバノン国民でなけ ればなりません。	
		以下で詳細に述べるとおり、レバノンで商業代理店として 登録することの効果は、限られています。 勅令法の保護 は、同法上の基準を満たす限り、全てのレバノンの商業代 理店に適用されます。	
3.	商業代理/商業代理店の定義	勅令法は、商業代理店を以下のいずれかに該当する者とし て定義しています。	第1条
		• 通常の、かつ独立した職務として、販売、購入、 リースの締結やサービスの提供のための交渉を引き 受け、また必要に応じて、製造業者や商人の名義お よび計算においてもこれらの活動を行うことができ る代理店	
		• 独占的かつ唯一の代理店または販売業者たる資格を	

	項目	概要	参照条文
			(勅令法の条 文)
		付与する契約に基づいて、自ら購入した製品を自己 の計算において販売する商人	
		したがって、商業代理店の定義は広く、独占的販売店関係 も含みます。	第1条第2項
		なお、商業代理店は委託者から独立していなければなりません。すなわち、代理店は、自身の考えるところに従って 事業を行うことができなければならず、委託者と雇用に相 当する関係にあってはなりません。	
4.	商業代理店の利用以外の方法	外国製造業者は、最終顧客が自ら保有する輸入の権利やライセンスを用いて国内への納入や商品の通関を手配することができる限りにおいて、個別の取引を通じて製品を海外からレバノン内に向けて直接販売することを認められています。	
		フランチャイズは一般的に商業代理店契約に該当すると考 えられているため、個別契約の条件によっては、勅令法が 適用されます。	
		外国製造業者は、自身の商品を輸入し、これをレバノンで	

	項目	概要	参照条文
			(勅令法の条 文)
		再販売するために、同国内に現地子会社や現地支店を設立 することもできます。	
5.	商業代理店/商業代理店契約の登録	勅令法は、代理店が経済貿易省にて委託者の名義で行う一般的な登録手続について規定しています。この登録簿は公開されており、第三者が検索することもできます。	第4条
		勅令法の規定によれば、商業代理店契約における独占条項は、当該契約を代理店が登録されている地域の商業登記局にて登録している場合に限り、第三者に対して効力が生じます。これは、経済貿易省での登録とは別個の登録手続です。代理店が現地の商業登記局にて契約を登録することの効果として、独占条項の違反があった場合には、代理店に損害賠償を請求する権利が生じます。代理店関係が登録されていなければ、代理店は損害賠償を請求することができないと考えられています。この場合、商品の輸入販売やサービスの提供を行う事業者が独占性を認識していたとしても、(委託者本人や外国の代理店が独占性に違反した場	第2条
		合を除き)同じ結論になる可能性がありますが、この点は、レバノン法上では現在のところ明らかではありません。副代理店を起用する場合には、副代理店の事業所を所	

項目	概要	参照条文
		(勅令法の条 文)
	轄する商業登記局においても独占性について登録すべきで しょう。	
	特別勅令で定める一定の製品については、独占的商業代理 店契約を登録することができません。1992年勅令第3399号 によれば、これらの製品には食料品や掃除洗濯用品のよう な生活必需品が含まれています。	
	独占的契約の違反があると、代理店に対する様々な類型の 補償が発生する可能性があり、また、代理店の顧客の不正 奪取を構成するような契約違反を故意に行った場合には、 刑事犯となる可能性もあります。	
	商業登記局と経済貿易省にて登録することができるのは、 レバノン国民を代理店とする商業代理店契約に限られてい るため、独占的契約の法定の保護を享受することができる のもレバノン国民に限られています。	
	経済貿易省における商業代理店契約の登録に際しては、以 下を含む補足書面が必要とされています。	
	● 商業代理店関係の対象となる製品やサービスを定め	

	項目	概要	参照条文
			(勅令法の条 文)
		た商業代理店契約	
		• (代理店が法人の場合)代理店の定款	
		<ul><li>● 独占性を保護する商業登記局での登録についての登録証</li></ul>	
		商業代理店契約は書面によりなされ、アラビア語に翻訳する必要があります。また、契約が海外で締結されている場合、商業登記局がこれをレバノンで使用するために適切な認証・証明を受けることを要求する可能性があります。	
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	契約の独占条項が商業代理店により登録されなかった場合 の効果は、上記5項で述べたとおりです。	
		商業代理店関係の終了や補償に関する勅令法の保護は、勅令法上の基準(とりわけ、代理店の国籍要件)を満たす全ての商業代理店契約に適用されることに留意しておくべきでしょう。この保護は、登録行為により付与されるものではありません。したがって、レバノン国民との間の商業代理店契約が勅令法に基づいて経済貿易省や商業登記局で登録されていない場合であっても、これらの契約終了に対す	

	項目	概要	参照条文
			(勅令法の条 文)
		る保護の対象となることがあります。	
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または	経済貿易省(Ministry of Economy and Trade)	
	監督機関の名称	独占条項については商業登記局(Commercial Registry)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	勅令法上の保護は(商業登記局にて登録されなければならない独占条項を除き)商業代理店関係の登録と結びついていないため、契約の登録抹消は外国委託者にとって重要な問題とはなりません。	
9.	独占性	商業代理店関係が独占的な性質なものでなければならない という要件はありません。	第1条および 第2条
		上記のとおり、商業代理店関係の独占的な性質を第三者と の関係で保護するためには、契約を商業代理店の事業所を 所轄する商業登記局にて登録することが肝要です。	
10.	商業代理店契約に要求される準拠法および管 轄	勅令法は、商業代理店が活動を行う地域の裁判所が、その 契約から生じるあらゆる紛争についての管轄権を有すると 定めています。その他の司法・仲裁管轄の指定は、無効で す。したがって、レバノン国籍の商業代理店との関係で	第5条

項目	概要	参照条文
		(勅令法の条 文)
	は、レバノンの裁判管轄というのは事実上強制的なものであり、外国の裁判所が下した判決をレバノンの裁判所が執行することはありません。また、レバノンの裁判所は、一般的に、商業代理店契約に関する仲裁合意は無効であると考えるでしょう。	
	外国裁判所による管轄や国際仲裁が望ましい場合には、レバノン内において商業代理店契約を執行する必要性の程度についても検討する必要があります。契約では外国の裁判所の管轄権または国際仲裁に服するとしていながらも、レバノンの裁判所が後になって管轄権を受諾して、勅令法に基づいて代理店に対する補償を命じる判決を出した場合、委託者の「本国たる法域」内の裁判所が(契約に違反して得られた)かかる判決の執行をどの範囲まで認めるのか、という問題も、委託者としては検討を要する事項です。ただし、従前の代理店との間に未解決の紛争がある場合に、これが新たな代理店と委託者に及ぼす影響については、後述12項を参照ください。	
	当事者には、レバノン法以外の法律を契約の準拠法として 選択する自由がありますが、レバノンの裁判所は、当事者	

			参照条文
			(勅令法の条 文)
		が他の法律を契約の準拠法とすることにより勅令法の規定 内容を回避することは認めていません。	
-	商業代理店契約で要求される最短期間または 最長期間	特にありません。	
	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	商業代理店契約は、契約終了についての「正当な事由」がある場合、または代理店の債務不履行があった場合に限り、補償の支払いなしに終了させることができます。代理店は、委託者が商業代理店契約の期間満了時に更新を拒絶した場合にも、補償を受けることができます。  「正当な事由」による解約には、委託者が  ・ 商業代理の対象となっている製品の製造を中止したとき、  ・ 支払不能となったとき、または  ・ 解散したとき	第 4 条

T		
項目	概要	参照条文
		(勅令法の条 文)
	含まれる(ただし、これらの行為が契約終了時の支払いを 免れる手段として利用された場合は除く)と考えられてい ます。	
	商業代理店は解約の予告を受ける権利を有しており、予告 がなかった場合、代理店は必要とされている予告期間分の 逸失利益を損害として請求することができます。	
	委託者と従前の代理店との間で補償の支払いに関する紛争が係属しているところに、新たな代理店が選任され、最終的に従前の代理店に有利な判決が下された場合、新たな代理店は、勅令法上、委託者に代わって補償を支払うか、あるいは代理店を辞任するか、の選択肢があります。この選択は、レバノンの裁判所による最終判決が下されてから3ヵ月以内に行う必要があります。支払いがなされなかった場合、以下の事態が生じます。	
	<ul> <li>経済貿易省にて委託者の名義で維持されている登録に対する公示により、委託者はレバノン国内で商業代理店を選任することができなくなります。</li> <li>従前の代理店が裁判所の命令の写しを関税当局に提</li> </ul>	

	項目	概要	参照条文
			(勅令法の条 文)
		出することにより、登録事項が削除されたことを示す証明書を経済貿易省が発行するまでの間、委託者 /新たな代理店は、税関を通じて製品を国内に持ち込むことができなくなる可能性があります。	
13.	登録された商業代理店契約の解約および/または非更新の際の補償	勅令法の第 4.2 条は、商業代理店契約が代理店側の債務不履行その他の正当事由なくして終了した場合、代理店は、自らが被った実損害に加えて、逸失利益と同額の補償を受けることができると規定しています。 また勅令法は、特に期間の定めのある商業代理店契約の非更新との関係において、代理店の活動が委託者の商標の普及の「明白な成功」に貢献したか顧客を増加させた場合に、委託者が契約の更新を拒絶することにより販売業者が対応する利益を得られなかったときには、代理店は契約期間が満了した時に補償を請求することができる、と規定しています。実務上、「明白な成功」は、売上、利益、製品/商標の知名度の向上や顧客の増加に基づいて評価されます。	第 4 条
		レバノン法には、補償額を査定する際の基準を定めた明確	

	項目	概要	参照条文
			(勅令法の条 文)
		な規定はありません。もっとも裁判所は、これまでのところ、商業代理店が代理店として得ることができたであろう利益の3年分から5年分の利益に相当する損害賠償を認めています。	
		補償の支払義務を契約により除外することは不適法で、これを目的としたいかなる規定もレバノンの裁判所では無効とされます。補償責任を限定することや、損害賠償の総額について予定することはできません。	
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の 規定	6項で述べたとおり、勅令法上の契約終了に対する保護との 関係では、契約の登録は重要ではありません。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および/また は非更新の際の補償	上記 13 項を参照ください。	
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	勅令法上、商業代理店契約は書面によりなされなければなりません。	第2条
		勅令法上、登録される商業代理店契約に含めることが必須 の条項は、この他にはありません。ただし、どのような商 業代理店契約であっても、以下の事項について考慮すべき	

項目	概要	参照条文
		(勅令法の条 文)
	でしょう。	
	何が契約終了の「正当事由」となるのかについての 定義	
	<ul><li>契約終了条項と関連付けることができる、代理店側の明確な業績目標</li></ul>	
	• 契約期間中および契約終了後の一定期間、代理店が 委託者と競合する製品を供給することに対する制限	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	2002 年カタール法第 8 号 (「 <b>商業代理店法</b> 」)および 2006 年カタール法第 27 号(「 <b>商法</b> 」)	
2.	登録商業代理店となることができる者	カタールの商業代理店法の規定によれば、登録商業代理店は、カタール国民または100%カタール資本の法人でなければなりません。個人が代理店となるには、21歳以上であり、また名誉や信用にかかわる犯罪で有罪とされたことがない者でなければなりません。	第11条
3.	商業代理/商業代理店の定義	カタールの商業代理店法における商業代理店とは、製品や 商品を販売、取引または売り込む独占的な権利、あるいは 支払いの対価として委託者のためにサービスを提供する独 占的な権利を与えられた者をいいます。	第2条
4.	商業代理店の利用以外の方法	外国製造業者は、自ら保有する権利やライセンスを利用して輸入をするカタール内の最終顧客に対しては、個別の取引を通じて直接販売することを認められています。 一般的に、フランチャイズには商業代理店法は適用されないと考えられているため、一部の小売業やサービス業においては、フランチャイズも拠点設置のための選択肢となり	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		得ます。  外国製造業者は、カタールで商品の販売やサービスの提供を行うために、カタール国内に会社を設立することができます。現在、会社の設立は外国資本規制の対象となっており、同規制は(一定の例外はありますが)資本の過半数がカタール国民または100%カタール資本の会社により保有されていなければならないと規定しています。支店の設立が認められるのは通常、カタール政府より許諾を得たプロジェクト(建設工事や石油・ガスのプロジェクトなど)の	
5.	商業代理店/商業代理店契約の登録	契約を履行することを目的とする場合に限られています。 登録代理店となることの効果として、カタールの商業代理店法における保護が適用されることになります。	
		外国委託者は、商業代理店契約をカタールで実施するのに 必要な証明・認証を受けて、これをアラビア語に翻訳しな ければなりません。申請は、商業・貿易省が作成した様式 を用いて、商業代理店契約の写しなどの補足書面と併せて 提出しなければなりません。当局に登録申請を提出するの は、代理店です。	第 12 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		登録は2年ごと(2年に達する日から2ヵ月以内)に更新されなければなりません。	
			第13条
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	商業代理店がカタール国民ではない場合、および/または 現地の代理店が商業代理店登録簿に登録していない場合、 カタールの商業代理店法は適用されません。カタールの商 業代理店法の規定によれば、カタールの裁判所は(たとえ 登録が可能であっても)未登録の商業代理の当事者により なされたカタールの商業代理店法に基づく請求は審理しま せん。ただし、裁判所が未登録の商業代理店関係に関する 紛争について、(とりわけカタール商法の特定の規定な ど)カタール法の基本原則を適用する可能性はあります が、裁判所が必ずしもこのアプローチを取るとは限りませ ん。 なお、当事者が商業代理店契約を商業代理店法の下で登録 しないことに合意した場合、商業・貿易省は通常この合意 を尊重して、契約の登録を拒否します。	第 16 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		商業代理店として登録していないにもかかわらず、自らを 偽って商業代理店と名乗った者に対しては、刑事罰(最大 5,000カタール・リアルの罰金および/または最長3ヵ月の 懲役)が定められています。	第 22 条
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または 監督機関の名称	商業・貿易省(Ministry of Business and Trade)の商事管理課(Administration of Commercial Affairs)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	商業代理店は、商業代理店契約の終了にあたり、商業代理店契約の登録を抹消する必要があります。また、100%カタール資本の法人である代理店が一部外国法人に取得された場合など、契約/代理店が登録要件を欠くに至った場合、商業・貿易省は、(当事者の登録抹消への異議申立期間が経過した後に)商業代理店契約の登録を抹消することができます。	第 20 条 第 9A 条
		委託者が(双方の合意や裁判所の命令なしに)契約を早期に解約しようとしても、契約の終了が裁判所の命令で定められていない限り、登録は抹消されません。したがって、 委託者が別の登録代理店を選任することはできません(選	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		任できるのは、未登録の代理店に限られます)。	第5条
		なお、委託者が第三者たる輸入業者を使用して商品を国内 に持ち込むことは可能です。登録商業代理店は、これらの 輸入についても手数料を受け取る権利を有しています。	
9.	独占性	カタールの商業代理店法の効果として、商業代理店関係を登録するためには、委託者と代理店との間の関係が独占的な性質なものでなければなりません。代理店は、たとえ自ら商品を輸入しなかった場合にも、手数料を受け取ることができます。	第2条
		もっとも、輸入業者登録簿に登録されている独立系の貿易 業者は、現地で商業代理店が選任されていても、代理の対 象となっている商品を輸入することができます。	第4条
		代理の対象となっている商品が、代理店の関与なしに、第三者により(直接に、または委託者本人を通じて)取引目的で輸入された場合、代理店は手数料を受け取ることができます。この場合、代理店に支払われる手数料の上限は、商品またはサービスの価格の5%です。	第 5 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
10.	商業代理店契約に要求される準拠法および管轄	カタールの裁判所は、商業代理店契約に関する紛争について専属的な管轄権を主張しません。当事者は、登録される商業代理店契約の中で、紛争解決手段として外国の裁判所による管轄や国際仲裁を選択することもできます。このことは、登録された商業代理店契約の違反に関する外国の判決や国際仲裁判断がその他の点においてカタール法上執行可能なものであれば、カタールの裁判所は、その判決とながら、カタールの裁判所が、公序を理由に(公序に反しないことは、カタールでの執行のための要件の一つです)、特定の契約や条項に関する決定の執行を拒否する一般的な業代理店とは、カタールでの執行のための素性での一般的業での対したがつて、カタールの裁判所が、での支援であります。カタールの裁判所が、(商業代理店法が公序に関する事項であると考えることにより)契約において当事者が外国の裁判所が、(商業代理店法が公序に関する事項であると考えることにより)契約においたわらず、管轄を管護する可能性はあります。そのため、委託者は、並行手	第 23 条および第 24 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		続や競合する手続が生じるリスクについても検討する必要があります。外国の裁判所の管轄を選択するのであれば、委託者としては、カタールの代理店が提起した訴訟につき、カタールの裁判所が補償を命じる判決を下した場合、委託者の「本国」たる法域の裁判所が果たしてこのような判決を執行するのか、ということも検討すべきかもしれません。もっとも、カタールの裁判所が当事者により有効に合意された仲裁合意を尊重する可能性は高いでしょう。 当事者は、契約の準拠法としてカタール法以外の法律を指定することができます。もっとも、カタールの裁判所が管	
		轄を主張する場合、裁判所は、当事者により指定された準 拠法にかかわらず、カタール法を適用する傾向がありま す。	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または 最長期間	特にありません。	
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法 の規定	期間の定めのある代理店契約は、当事者により更新されない限り、期間満了時に終了します。カタールの商業代理店 法に基づき登録されている期間の定めのない契約は、両当	第8条および 第9条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		事者の合意、または紛争を審理する管轄権を有する裁判所 の命令によってのみ終了します。上記のとおり、その他の 場合には、商業代理店関係の登録は抹消されません。委託 者が他の代理店を選任した場合、登録代理店は、新たな代 理店が行った販売につき手数料を請求することができま す。	
		また、期間の定めのない契約が終了した場合において、代理店契約が登録されており、かつ委託者による契約の解約や更新拒絶があったときには、商業・貿易省は、委託者が国内において商品やサービスを提供するのを禁止することができます。ただし、代理店が一方的に商品の輸入を阻止することはできません。また、代理店は、代理店への支払いや債権を担保するために、代理店が保管している商品に対する留置権を有しています。	第6条および 第17条
13.	登録された商業代理店契約の解約および/または非更新の際の補償	カタールの商業代理店法とカタールの商法はいずれも、期間の定めのない契約の解約時や期間の定めのある商業代理店契約の期間満了時における法定の補償について規定しています。代理店が委託者の製品やサービスの販売促進に成功したこと、かつ更新拒絶/解約がその成果の代償を代理	商業代理店法 第8条および 第9条ならび に商法第300 条、第301条

項目	概要	参照条文
		(商業代理店 法の条文)
	店から奪うものであることが代理店によって証明された場合には、法定の補償が支払われることになります。したがって、委託者は、契約が登録されているか否かにかかわらず、解約または期間満了にあたり、何らかの補償を支払わなければならない可能性があります。代理店に契約違反があってもこの支払いを命じられる可能性はありますが、これは登録された商業代理店契約の場合に限られています。	および第 304 条
	補償の金額は、個別の事案に応じて、カタールの裁判所により決定されます。法律には、法定の補償の算定基礎について明文の規定はありません。もっとも、実務では、裁判所は契約が終了しなかった場合に代理店が得たであろう手数料の5年分を上限として、損害賠償を命じる可能性があります。	
	カタールの裁判所は、商業代理店契約がカタールの商業代理店法に基づいて登録されているか、あるいは未登録であるため商法が適用されるかにかかわらず、法定の補償責任を回避または制限しようとする条項は是認しません。	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の 規定	未登録の期間の定めのない契約は、契約の終了条項に従っ て終了させることができます。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および/また は非更新の際の補償	上記13項を参照ください。	
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	登録される商業代理店契約には、以下の詳細を含まなければなりません。      委託者および代理店の名前・名称および国籍     代理の対象となっている商品、製品およびサービスの種類     代理の対象地域     (期間の定めのある契約の場合には)商業代理の期間     (該当する場合には)代理の対象となっている商品や製品について、予備部品を供給し、必要なメンテナンスを行う、代理店の義務	第 3 条

項目	概要	参照条文
		(商業代理店 法の条文)
	商業代理店法の規定に抵触しない範囲で代理店と委託者との間で合意されたその他の条件      商業代理店には、代理の対象となっている製品について、予備部品やメンテナンス・オプションを適正な価格で提供する義務があります。代理店は、請求書ならびに出荷、保険、運送の費用および関税に関する全ての書類を保存しておかなければなりません。	第 19 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	主な法律は、1984年国王勅令第82号、1996年国王勅令第73号および2005年国王勅令第66号による改正後の、1977年国王勅令第26号(「 <b>商業代理店法</b> 」)です。商業代理店法は、1985年省令第11号(「 <b>施行規則</b> 」)により施行されています。	
2.	登録商業代理店となることができる者	登録商業代理店は、オマーン国民またはオマーンの法律に基づいて設立された法人(オマーンの商業代理店法は、オマーン資本の持分が51%以上でなければならないと規定していますが、当局は現在、70%まで外国資本が保有することを認めています)でなければなりません。	第3条
3.	商業代理/商業代理店の定義	法は、「商業代理店契約」を、外国製造業者または外国供給業者が、一人以上のオマーンの商業者や企業に、代理店、代表者または仲介人として、利益や手数料を得て、委託者(オマーンで法人格を有しない製造業者または供給業者)のために製品や商品を販売、販売促進または再販売することを委託する契約として、広く定義しています。	第 2 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
4.	商業代理店の利用以外の方法	外国製造業者は、最終顧客が自ら保有する輸入の権利やライセンスを用いて商品の通関を手配する限りにおいて、個別の取引を通じて製品を海外からオマーン内の最終顧客に対して直接販売することを認められています。	
		外国製造業者は、オマーンで商品の販売やサービスの提供を行うために、オマーン国内に会社を設立することができます。現在、会社の設立は外国資本規制の対象となっているため、実務では(一定の例外を除き)資本の30%以上がオマーン国民または100%オマーン資本の法人により保有されていなければならないことを意味します。支店の設立が認められるのは通常、オマーン政府より許諾を得たプロジェクトの契約を履行することを目的とする場合に限られています。	
5.	商業代理店/商業代理店契約の登録	商業代理店法は、外国委託者から商品をオマーン国内に輸入するか、外国委託者のためにオマーン国内でサービスを 提供する代理店に対して、代理店自身とその代理店契約を (防衛省に対して軍事機材を供給する場合を除き) 商工業 省にて登録することを義務付けています。	第3条および 第11条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		登録簿に契約を登録する義務を負っているのは、代理店です。 外国委託者は、商業代理店契約を、オマーンで実施するの に必要な証明・認証を受けて、これをアラビア語に翻訳し なければなりません。	施行規則第2 条および第4 条
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	代理契約の登録や登録の更新を行わなかった場合、契約をオマーンの裁判所において強制執行することはできず、外国会社においては罰金を科されるか、場合によってはオマーン国内におけるサービスの提供を禁止される可能性もあります。  オマーンの裁判所は通常、未登録の商業代理店契約にはオマーンの一般の商事・民事法を適用せず、また公序を理由に未登録契約の是認を拒否します。当事者が未登録の商業代理店契約に基づく紛争を外国の裁判所や国際仲裁に付託することに合意することはできますが、オマーンの裁判所が未登録の商業代理店契約に関する外国の判決や仲裁判断を執行する可能性は低いでしょう。	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または 監督機関の名称	商工業省(Ministry of Commerce and Industry)	第3条
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	商業代理店契約の登録を抹消するのは商業代理店ですが、 紛争が解決され契約が実質的に解約された場合には、商工 業省が登録を抹消します。商工業省は、登録が所定の3年 間の期間ごとに更新されなかった場合にも、これを抹消す ることができます。	商業代理店法 第 15 条およ び施行規則第 10 条
9.	独占性	登録される商業代理店契約が独占的なものでなければならないという要件はありません。したがって、委託者は既存の代理店との関係につき紛争が生じている場合においても、別の登録代理店を選任することができます。また、商業代理店関係を別の者に譲渡することも可能です。	第4条
10.	商業代理店契約に要求される準拠法および管 轄	オマーンの裁判所は、オマーンにおける商業代理店関係に 関する紛争につき管轄権を有していますが、この管轄は義 務的なものではありません。とりわけ、登録された商業代 理店契約の当事者が国際仲裁を選択することは可能です。 これは、登録された商業代理店契約の違反に関する外国の	第 18 条

項目	概要	参照条文
		(商業代理店 法の条文)
	判決や国際仲裁判断が、適用される条約の下でその他の点において執行可能なものであれば、また外国の判決の場合には、執行についての相互保証要件などが満たされていれば、オマーンの裁判所はその判決や仲裁判断を執行することを意味しています。	
	オマーンの裁判所が、特定の契約や条項についての決定を、それらが公序や強行規定に反しているとの理由に基づいて、執行を拒否する一般的なリスクはあります。したがって、オマーンの裁判所が未登録の商業代理店契約に関する外国の判決や仲裁判断の執行、または登録商業代理店が契約終了時に補償を請求する権利を否定する外国の判決や仲裁判断の執行を拒否する可能性は、現実にあります。オマーンの裁判所で国際仲裁判断を執行する必要性の程度についても、個別事案において検討する必要があります。	
	オマーンの裁判所が、契約において当事者が外国の裁判所 による管轄を指定しているにもかかわらず、管轄を受諾す る可能性はあります。そのため、委託者は、並行手続や競 合する手続が生じるリスクについても検討する必要があり ます。外国の裁判所の管轄または仲裁を選択するのであれ	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		ば、委託者としては、オマーンの代理店が提起した訴訟につき、オマーンの裁判所が補償を命じる判決を下した場合、委託者の「本国」たる法域の裁判所が果たしてこのような判決を執行するのか、ということも検討すべきかもしれません。 当事者は、契約の準拠法としてオマーン法以外の法律を指定することができます。または、本人の共利託が第	
		定することができます。もっとも、オマーンの裁判所が管轄を主張する場合、裁判所は、当事者により指定された準拠法にかかわらず、オマーン法を適用する傾向があります。	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または 最長期間	特にありません。ただし、合意された契約期間を契約上で 定める必要があります。	第6条
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	オマーン法は、登録された商業代理店契約の解約や非更新を禁止してはいないものの、正当事由のない解約や非更新に対しては、補償の支払いについて規定しています。代理店契約は通常、更新されない限り、期間満了時に終了します。	第 15 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
13.	登録された商業代理店契約の解約および/または非更新の際の補償	登録された商業代理店契約が正当事由なしに終了した場合、商業代理店は法定の補償を請求することができます。 登録された商業代理店契約が更新されなかった場合において、代理店が、自らの活動が(代理の対象となっている) 製品の販売増加につながったこと、かつ契約の更新拒絶により、本来ならば得ることができたであろう利益を奪われることを証明できれば、法定の補償を請求することがのきます。もっとも、委託者が代理店の違反に基づいて契約を解約または更新を拒絶した場合には、登録商業代理店は補償を受けることはできません。 実務上、オマーンの裁判所は、商業代理期間中における代理店の平均年間純利益の3倍を基礎として、代理店に支払われるべき補償を計算することがあります。委託者と代理店との間の関係の長さや、商業代理の履行にあたり代理店が負担した費用も考慮されます。また、オマーンの裁判所は、(管轄を有する場合には)現地での商業慣行や正義と道義の原則に従うことになるでしょう。 オマーンの商業代理店法の下で支払われるべき補償に加えて、オマーンの裁判所は、契約の違反により代理店または	第 10 条およ び第 18 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		委託者が被ったその他の損害(実損害に限定され、懲罰的 賠償の請求は除きます)につき、一般の民事・商事法に基 づいて損害賠償を命じる可能性もあります。	
		商業代理店法に規定されている補償責任を回避または制限 しようとする条項は、オマーンの裁判所により是認されな い可能性がありますが、一般損害についての責任制限は、 派生的損害の除外および/または損害賠償額の予定条項を 含め、その内容が合理的なものである限り、強制執行され る可能性があります。	
		商工業省は通常、契約の準拠法がオマーン法でない限り、 商業代理店契約を登録しません。	
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の 規定	特にありません。商業代理店契約の登録は義務であり、契 約が登録されなければ、商業代理店は、オマーン国内で代 理店として適法に事業活動を行うことができません。	第11条
15.	未登録の商業代理店契約の解約および/また は非更新の際の補償	オマーン法は未登録の契約を認めないため、オマーン法に は、未登録契約との関係で法定の補償の支払いを特に要求 する規定はありません。	第11条 (d)

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	登録される商業代理店契約には、以下を含まなければなり ません。	
		• 委託者および代理店双方の名前・名称および国籍	
		<ul><li>代理の対象となる製品、材料、商品およびサービス、ならびに(ある場合には)商業代理において用いられる屋号</li></ul>	
		<ul><li>委託者および代理店の権利義務</li></ul>	
		● 代理の期間	
		● 代理の対象地域	
		• (ある場合には)仲裁条項	
		• 代理店に支払われるべき利益または手数料	
		また、代理店は、どのような状況においても最終顧客に以 下のものを提供することに合意しなければなりません。	
		• 代理の対象となっている商品との関係で製造業者や	

# 項目 概要 参照条文 (商業代理店 法の条文) 供給業者から提供される全ての保証 ・ 商業代理の対象となっている機械、エンジン、電 気・電子用品および全ての機械設備のメンテナンス のために必要な予備部品 ・ 商品のメンテナンスのために必要な研修

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	バーレーンにおける商業関係法は、(1998年勅令法第8号による改正後の)1992年バーレーン勅令法第10号により構成されています(「 <b>商業代理店法</b> 」)。1992年法は、1975年以来の従前の法律に代わるものです。1992年以降、商業代理店法に実質的な改正はなされていません。	
2.	登録商業代理店となることができる者	バーレーンの商業代理店法の規定によれば、登録商業代理店は、バーレーン国民もしくはバーレーン資本が過半数を保有する法人(または、米国がバーレーンとの間で締結した自由貿易協定により、アメリカ国民もしくはアメリカの法人)でなければなりません。登録商業代理店となることの効果として、(以下で述べる)バーレーンの商業代理店法上の保護が適用されることになります。	第 14 条
3.	商業代理/商業代理店の定義	商業代理店法によれば、代理店が商品や製品の販売、また はサービスを含む何らかの便宜の提供において、委託者を 代理する場合に、商業代理が生じることになります。	第1条
4.	商業代理店の利用以外の方法	外国製造業者は、最終顧客が自ら保有する輸入の権利やライセンスを用いて商品の通関を手配する限りにおいて、個別の取引を通じて製品を海外からバーレーン内に直接販売	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		することを認められています。 フランチャイズは、当事者間の取り決めの性質によっては、商業代理とみなされる可能性があります。 外国製造業者は、商品の販売やサービスの提供のために、バーレーン内に子会社として法人を設立できます。バーレーンには一般的に、限られた場合を除き、外国資本規制はありません。	
5.	商業代理店/商業代理店契約の登録	登録代理店になることにより、バーレーンの商業代理店法上の保護が適用されることになります。 登録代理店関係は、委託者と代理店との間に直接的な関係がない限り、有効なものとはなりません。これは、中東の全ての代理店を監督する権限を有する「包括代理店」が地域の代理店として活動する場合、この「包括代理店」も、予備部品の供給やメンテナンスの義務において、商業代理店関係を支えることができなければならないことを意味しています。 登録は2年ごと(2年に達する日から2ヵ月以内)に更新さ	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		れなければなりません。登録された代理関係と登録された 代理関係の更新情報は、全てバーレーンの官報(Official Gazette)において公告されます。 登録される書類は必ずしもアラビア語である必要はなく、 英語の書面であっても受理されます。契約は、バーレーン での実施に必要とされる認証・証明を受けなければなりま せん。	第 16 条およ び第 21 条
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	商業代理店がバーレーン国民でない場合、および/または 現地の代理店が商業代理店登録簿に登録されていない場合、バーレーンの商業代理店法は適用されません。バーレーンの商業代理店法では、バーレーンの裁判所は(登録の可否にかかわらず)未登録の商業代理店契約の当事者によりなされた請求を審理しない、と規定しています。ただし、この規定にかかわらず、裁判所が(商法(1987年勅令法第7号)と民法(2001年勅令法第19号)の規定を含む)バーレーン法の基本原則を未登録の商業代理に関する紛争に適用する可能性はあります。	第 13 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		合意するのは不適法で、そのような合意がバーレーンの裁判所で強制執行されることはないでしょう。	<b>竺 27</b> 久
		商業代理店として登録していないにもかかわらず、自らを 商業代理店と名乗った者に対しては、刑事罰(罰金)が定 められています。	第 27 条
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または 監督機関の名称	工業・商業省(Ministry of Industry and Commerce)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	商業代理店は、解約または期間満了の日から1ヵ月以内に 商業代理店契約の登録を抹消する必要があります。また、 工業・商業省は、紛争が解決した場合および/または実質 的に解約された場合には、代理の登録を抹消することがで きます。	
		委託者が(双方の合意や裁判所の命令なしに)契約を早期に解約しようとしても、商業代理の登録は抹消されず、新たな登録代理店を選任することはできません。また、商業代理店契約に独占条項がなくとも、現在の代理店との間で紛争が生じている場合には、現在の代理店に加えて新たな	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		代理店を登録することは実務上困難です。	
9.	独占性	バーレーンの商業代理店法には、登録される商業代理店関係が独占的なものでなければならないという要件はありません。	
10.	商業代理店契約に要求される準拠法および管轄	バーレーンの裁判所は、登録された商業代理店契約に関する紛争につき専属管轄を主張しません。バーレーンの商業代理店法上、当事者は、商業代理店契約において仲裁を選択することも認められています(ただし、外国の裁判所による管轄は含まれていません)。これは、登録された商業代理店契約の違反に関する国際仲裁判断が、たとえばその仲裁判断が適用される条約の下でその他の点において執行可能なものであれば、バーレーンの裁判所はその仲裁判断を執行することを意味しています。もっとも、バーレーンの裁判所が、公序を理由に特定の契約や条項に関する決定の執行を拒否する一般的なリスクはあります。したがって、バーレーンの裁判所が登録商業代理店の契約終了時における補償を受ける権利を否定する国際仲裁判断の執行を拒否するリスクはあります。	第 30 条

項目	概要	参照条文
		(商業代理店 法の条文)
	6項で述べたとおり、バーレーンの裁判所が未登録の商業代理店契約の承認を拒否するリスクがあるため、これを受けて裁判所が未登録の契約に関する外国の裁判所の判決や国際仲裁判断の執行を拒否することも懸念されます。契約が未登録である場合、バーレーンの裁判所で国際仲裁判断を執行する必要性の程度についても、個別事案において検討する必要があります。	
	バーレーンの裁判所が、契約において当事者が外国の裁判所による管轄を指定しているにもかかわらず、自ら管轄を受諾する可能性はあります。そのため、委託者は、並行手続や競合する手続が生じるリスクについて検討する必要があります。外国の裁判所の管轄または仲裁を選択するのであれば、委託者としては、バーレーンの代理店が提起した訴訟につき、バーレーンの裁判所が補償を命じる判決を下した場合、委託者の「本国」たる法域の裁判所が果たしてこのような判決を執行するのか、ということも検討すべきかもしれません。	
	当事者は、契約の準拠法としてバーレーン法以外の法律を 指定することができます。もっとも、バーレーンの裁判所	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		が管轄を主張する場合、裁判所は、当事者により指定され た準拠法にかかわらず、バーレーン法を適用する傾向があ ります。	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または 最長期間	特にありません。	
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	バーレーンの商業代理店法上は、期間の定めのある契約は、当事者間で更新されない限り、その期間満了時に終了します。期間の定めのない契約は、当事者双方の合意もしくは商業代理店に関する紛争を解決する権限を有する管轄当局の命令、または契約の条項に従って、終了させることになります。もっとも、どのような状況においても、委託者が代理店の違反を理由に契約を解約または期間満了により終了させた場合を除き、登録代理店は補償を請求することができます。	第8条および 第9条
		委託者が他の事業体に買収され、あるいは合併し、買主または合併後の事業体が代理店契約を継続しない場合、代理店は、買主、合併後の事業体または新たな代理店に対して補償を請求することができます。	第 12 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		工業・商業省は、公共の利益に適うと考えられる場合には、委託者が国内において商品やサービスを提供するのを禁止することができますが、訴訟の開始や仲裁への付託があったことのみをもって、委託者の商品の国内への持込が拒否されたり、サービスの継続に影響が生じたりすることはありません。	
13.	登録された商業代理店契約の解約および/または非更新の際の補償	バーレーンの商業代理店法上、登録された商業代理との関係で、代理店が委託者の製品の販売促進または顧客の増加に成功したこと、かつ更新拒絶/解約がその成果の代償を代理店から奪うものであることを証明できれば、代理店は補償を受けられる可能性があります。もっとも、代理店の契約違反により解約が正当化される場合には、代理店に支払われるべき補償は裁判所により減額されるか、または、一切補償が認められないことになるでしょう。また、補償は、代理店の契約期間の長さを反映するために減額されることもあります。  実務上、バーレーンの裁判所は、そのような補償の額を決定するにあたり、過去5年間に商業代理によって生じた平均年間利益の3倍という計算式を適用しています。また、	第8条、第9 条および第11 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		特定の費用(商業リースの費用など)については、補償する必要があり、これは代理店の商業代理活動の成否にかかわらず支払われるべきものです。	
		登録された代理店関係の終了の際に、商業代理店法上支払われるべき補償の金額には、上限を設定することも可能です。一般損害についての責任制限は、派生的損害の除外および/または損害賠償額の予定条項を含め、その内容が合理的なものである限り、バーレーンの裁判所により是認される可能性があります。	
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の 規定	未登録の期間の定めのない契約は、契約の解約条項に従っ て終了させることができます。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および/また は非更新の際の補償	裁判所が未登録の商業代理店契約の強制執行にも応じる場合、契約の終了が委託者の違反によるものであれば、未登録の代理店がバーレーンの一般契約法に基づいて損害賠償を請求できる可能性があります。また、商業代理店は、代理の履行の過程で発生した費用(商業リースの費用など)も請求できる可能性があります。	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		上記で述べたとおり、一般損害についての責任制限は、派生的損害の除外および/または損害賠償額の予定条項を含め、その内容が合理的なものである限り、バーレーンの裁判所により是認される可能性があります。	
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	登録される商業代理店契約には、以下の詳細を含まなけれ ばなりません。	第3条
		● 委託者の名前・名称および国籍	
		• 代理の対象となっている製品およびサービスの種類	
		• 代理の対象地域	
		● 商業代理の期間	
		• 代理店と委託者のそれぞれの事業所の住所	
		● 商品の商品名、または関連商標	
		• 商業代理の対象となっている車両、機械、エンジン、機材または電子機器の修理を行うのに必要な十	

項目	概要	参照条文
		(商業代理店 法の条文)
	分な予備部品を提供し、メンテナンスを行う代理店 の義務	
	• (仲裁に合意している場合には)仲裁条項	
	• 商業代理店法の規定に抵触しない範囲で代理店と委託者の間で合意されたその他の条件	
	また、代理店は、代理の対象となっている製品の製造元と 供給元から提供されている保証を全て提供しなければなり ません。	第 23 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	クウェートにおける登録商業代理店の選任を規律しているのは、クウェートの商法(法 1980 年第 68 号)(「 <b>商</b> 法」)と併せて、商業代理店を組織する法 1964 年第 36 号(「 <b>商業代理店法</b> 」)です。また、商業代理店法は、1988年府令第 1 号(「府令」)を通じて施行されています。	
		現行の商法は、1961年の法律に代わるものです。新たな商 法には、商業代理店契約は書面でなされなければならない という、旧法にはなかった要件があります。	商法第 271 条
2.	登録商業代理店となることができる者	クウェートの商業代理店法上の登録商業代理店の事業を行 えるのは、クウェート国民または(保有者の国籍にかかわ らず)クウェートで設立された法人に限られています。	
3.	商業代理/商業代理店の定義	クウェートの商業代理店法には、商業代理店の定義はありませんが、委託者が報酬の対価としてクウェート内で他人に代理されている場合、特に関係が独占的なものである場合には、商業代理が生じると考えられています。したがって、商業代理は幅広い関係を含み得ます。 クウェートの商法は、次の2つの特定の類型の代理店につ	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		いて定めています。これらは、契約代理店(委託者のために契約を締結する代理店で、委託者のために契約を履行することも含む場合もあります)および「手数料代理店」 (一定の報酬を対価として、自己の名において、委託者の計算で法的行為を行う代理店)です。	商法第 271 条 ないし第 296 条
		販売店関係との関連においては、商業関係が独占的なものであれば、通常は商業代理であると考えられます。商法第286条では、クウェートの当事者が独占販売業者として活動する契約は、商法上の「商業代理店契約」とみなす、と定めています。これは、外国人委託者が、実務上、(販売業者側の重大な事由による場合を除き)契約の終了時にクウェートの代理店に支払われる補償(以下の13項を参照ください)と同様の算定方法に基づく法定の補償を、クウェートの販売業者に対して支払う必要があることを意味しています。クウェートの裁判所は関係の実質を見るため、契約で非独占的なものとして規定されていたとしても、必ずしも非独占的な関係と判断するとは限りません。	商法第 286 条
4.	商業代理店の利用以外の方法	外国製造業者によるクウェートへの直接販売は許容されて います。これらの販売は、個別取引に基づいて行われるこ	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		ともあります。もっとも、外国製造業者は、クウェートに おける商品の販売との関係で「現地での」サービスやサ ポートを提供するために、現地法人との間でサービス契約 を締結することもあります。この種の関係は、一般的に商 業代理店法の適用対象外と考えられています。	
		クウェートには、フランチャイズとの関係で特定の法律は 存在しません。フランチャイズは、一般的に商業代理店法 の適用対象であると考えられています。	
		外国製造業者は、クウェート内での商品の販売やサービスの提供のために、クウェートに現地法人を設立することができます。現在、会社の設立は外国資本規制の対象となっており、同規制は(一定の例外はありますが)資本の過半数がクウェート国民または100%クウェート資本の法人により保有されていなければならないと規定しています。現行法上、湾岸協力会議加盟国以外の国の法人は、クウェート国内に支店を設置することはできません。	
5.	商業代理店/商業代理店契約の登録	クウェートの商業代理店法は、商業代理店契約がクウェー ト法上の商業代理として扱われるための要件として、契約	第2条

項目	概要	参照条文	
		(商業代理店 法の条文)	
	の登録を要求しています。もっとも、実務上では、当事者間の書面による商業代理店契約は、クウェートの裁判所において強制執行が可能であり、代理店は商法に基づいて補償を認められる可能性があります。 - 後述 6 項を参照ください。		
	クウェート法上、(公開入札による)外国会社とクウェートの政府/公共部門との間の契約は通常、登録商業代理店により実施される必要があります(ただし、防衛部門においては、防衛省は通常外国委託者と直接取引することを好みます)。	公開入札法第5条	
	商業代理店契約を登録するためには、外国人委託者は、商 業代理店契約をクウェートで実施するのに必要な証明・認 証を受けて、これをアラビア語に翻訳しなければなりませ ん。申請は、商工省が作成した様式を用いて、商業代理店 契約の写しなどの補足書面と併せて提出しなければなりま せん。当局に登録申請を提出するのは、代理店です。ま た、登録は、クウェートの官報において公告される必要が あります。官報の公告には、以下の事項が含まれます。	府令第2条、 第3条および 第10条	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		• 委託者および代理店の名前・名称および国籍	
		● 商業代理登録簿上の登録の日付と番号	
		• 代理の対象となっている資産および商品	
		<ul><li>代理の対象地域</li></ul>	
		• 期間の定めがある場合には代理の期間	
		• 委託者および代理店の取引の中心地	
		• 代理の対象となっている商品の商品名	
		法律では、商業代理を締結した日から2ヵ月以内に登録を しなければならない、との規定がありますが、実務上で は、商工省での商業代理店契約の登録のための特定の期間 というのはありません。	
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	商業代理店法は、未登録の商業代理店契約は効力を有せず、クウェートの裁判所では強制執行されないと規定しています。もっとも、実務上は、未登録の商業代理店契約で	第2条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		あっても、契約が書面による限り、クウェートの裁判所で 強制執行される可能性があり、代理店は、登録契約の場合 と同じように商法に基づいて補償を請求できる場合があり ます。 クウェートの商業代理店法に違反して商業代理店として行	
		為した外国人に対しては、刑事罰 (懲役および/または罰金) があります。	第 10 条
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または 監督機関の名称	商工省(Ministry of Commerce and Industry)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	代理店は、契約の解除、期間満了または商業代理店関係の その他の適法な終了から1ヵ月以内に、商工省に対して代 理店関係の登録抹消の申請を提出しなければなりません。 商業代理店関係の登録を抹消できるのは代理店に限られて いますが、委託者は、関係が終了した時には自ら契約の登 録を抹消することを認める委任状を事前に要求しておくこ とができます。	第8条
		一度商業代理店契約が商工省にて登録されると、商工省は	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		契約の終了後も記録を維持します。登録簿には、終了日の ほか、契約の締結日および終了の理由が表示されます。	府令第9条
9.	独占性	クウェートの 商業代理店法には、商業代理を登録するため の要件として、商業代理店関係が独占的な性質なものでな ければならないと定めている規定はありません。	
10.	商業代理店契約に要求される準拠法および管轄	クウェート法上、商業代理の紛争についてクウェートの裁判所が専属的な管轄を有することは要求されていません。 商法は、商業代理店契約の履行地の裁判所がその契約に関する紛争を審理する管轄権を有する(すなわち、クウェートでの代理に関してはクウェートの裁判所)と規定していますが、そのような管轄は義務的なものではありません。したがって、当事者が外国の裁判所の管轄や国際仲裁に服することも可能です。 クウェートの裁判所は、そのようにして得られた外国の判決や仲裁判断が、たとえば適用される条約の下でその他の点において執行可能なものであれば、これを執行することができます。もっとも、クウェートの裁判所が、公序を理由に特定の契約や条項に関する決定の執行を拒否する一般	商法第 285 条

	T	
項目	概要	参照条文
		(商業代理店 法の条文)
	的なリスクはあります。したがって、たとえばクウェート の代理店の終了時の補償を受ける権利を否定する条項につ いては、クウェートの裁判所が外国の判決や仲裁判断の執 行を拒否する可能性があります。	
	クウェートでは一般的に、商業契約においては、外国の裁判所による管轄よりも国際仲裁を選択する方が好ましいといえます。これは、クウェートの裁判所が、契約の条項にかかわらず、自ら紛争についての十分な関連性(これはクウェートの商業代理店契約との関係では、商法で規定されています)を有していると考えた場合には、管轄を受諾するからです。ただし、クウェートの裁判所は、当事者間に有効な仲裁合意がある場合には、通常は手続を停止させます。クウェートの裁判所が、当事者により契約の中で指定された管轄にかかわらず管轄を受諾する場合、委託者は、並行手続や競合する手続のリスクについて検討する必要があります。	
	仲裁や外国の裁判所による管轄を選択するのであれば、委 託者としては、クウェートの代理店が提起した訴訟につ き、クウェートの裁判所が補償を命じる判決を下した場	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		合、委託者の「本国」たる法域の裁判所が果たしてこのよ うな判決を執行するのか、ということも検討すべきかもし れません。	
		商業代理店法や商法には、契約の準拠法としてクウェート 法を選択しなければならないという要件はありません。 もっとも、クウェートの裁判所が管轄を主張する場合、裁 判所は、当事者により指定された準拠法にかかわらず、ク ウェート法を適用する傾向があります。	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または 最長期間	特にありません。ただし、契約にて代理店が展示のための建物、倉庫、または商品のメンテナンス・修理もしくはサービスの提供のための施設を建設することが規定されている場合、契約期間は5年以上でなければなりません。	商法第 275 条
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	期間の定めのない商業代理店契約は、当事者の双方の合意により終了させることができます。また、一方当事者が契約の定めに従って、または他方当事者の違反があった場合に、契約を早期に終了させることも可能です。もっとも、このような場合には、代理店による重大な違反があったときを除き、代理店に補償を請求する権利が生じます。期間	商法第 281 条および第 282条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		の定めのある商業代理店契約は、更新されない限り、期間満了時に終了します。 なお、クウェート法上では、契約の終了をめぐる紛争が生じている場合であっても、登録商業代理店は新たな代理店の選任を阻止することができません。もっとも、クウェートの代理店が契約終了をめぐる交渉において優位に立つために、委託者の事業の妨害を図るための手段はいくつかあります。たとえば、代理店は委託者が税関を通じて商品を国内に持ち込むことを禁止する命令を裁判所に求めることができますが、かかる命令が不法に得られた場合には、これが覆される可能性もあります。	
13.	登録された商業代理店契約の解約および/または非更新の際の補償	商法は、登録された商業代理店契約の解約や非更新の際の 商業代理店に対する法定の補償を認めています。すなわ ち、登録代理店がクウェートにおいて委託者の事業を構築 するために行った業務に対しては、正当な補償が支払われ るものとなっています。実務上、この補償は、委託者が代 理店の重大な違反により契約を解約した場合を除き、登録 された商業代理店契約であれば、期間の定めの有無にかか わらず、支払う義務があります。	商法第 281 条および第 282条

項目	概要	参照条文
		(商業代理店 法の条文)
	法定の補償を命じるにあたり、クウェートの裁判所は、以 下の事項を含むあらゆる関連事項を検討します。	
	● 当事者間の関係の長さ	
	<ul><li>契約終了の結果、代理店が被った損失</li></ul>	
	• 契約に基づいて当事者が得た利益	
	• 代理との関係で代理店が負担した費用	
	• 契約終了が代理店やその従業員の信用に与える影響	
	実務上、法定の補償額は、多くの場合契約期間中の直近数年間に代理から生じた代理店の平均年間純利益に3から5の間の係数を乗じた金額を基礎としています。	
	代理店が法定の補償を請求する権利は公序に関する事項と 考えられているため、クウェートの裁判所は法定の補償責 任を回避または制限しようとする条項を是認しません。そ のような損害についての損害賠償額の予定条項は、委託者 の責任についての上限を定めるものとして尊重されない可	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		能性があります。すなわち、クウェートの裁判所は、予定 総額以上の損害賠償を求める請求も認めます。もっとも、 裁判所が、そのような条項を、代理店が被った実損害にか かわらず、請求についての「下限」を定めたものと解釈す る可能性はあります。クウェートの裁判所は、一般損害賠 償請求についての責任制限条項は尊重します。	
		委託者が新たな代理店を選任した場合において、委託者と 新たな代理店との間の共謀により従前の代理店が解任され たときには、新たな代理店は、従前の商業代理店に対して 支払われるべきとされた補償について、委託者とともに連 帯して責任を負う可能性があります。	商法第 284 条
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の 規定	クウェートの裁判所により是認された未登録の商業代理店 契約には、一般的に、12項で説明した各規定も適用される と考えられます。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および/また は非更新の際の補償	未登録の契約がクウェートの裁判所により是認された場合、未登録の代理店は、登録された契約と同様に、未登録の契約が終了したことにより被った損害につき、商法に基づいて損害賠償を請求することができます。	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	商業代理店契約は、(登録の有無にかかわらず)一般的に 書面でなされる必要があります。商業代理店法および府令 は契約内容についての要件は定めていませんが、官報にお いて代理関係を公告し、法の他の規定を遵守するために は、以下の事項が含まれる必要があります。	商法第 271 条
		• 委託者および代理店の名前・名称および国籍	
		• 代理の対象となっている商品、製品およびサービス の種類	
		<ul><li>代理の対象地域</li></ul>	
		<ul><li>● 商業代理の期間</li></ul>	
		• (該当する場合には)代理の対象となっている製品 について、予備部品を供給し、必要なメンテナンス を行う、代理店の義務	
		• 商業代理店法および商法の規定に抵触しない範囲で 代理店と委託者との間で合意されたその他の条件	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	商業代理に関する主な法律は、商業代理の組織についての 2000年法第51号(「 <b>商業代理店法</b> 」)および商業代理に関 する2000年指令第1号です。 連合国暫定当局は2003年に、海外の事業体と直接取引関係	
		連合国智定当局は2003年に、海外の事業体と直接取り関係に入るイラクの法人に適用される行政上の手続を停止する行政措置を命じましたが、実務上、イラクの当局は、商業代理店法上の多くの制限を依然として適用されるものとして扱っています。会社登記局(Companies Registry)は、連合国暫定当局の命令内容にかかわらず、商業代理店法について定められた手続の遵守違反について罰金を課すことがあります。	民法第 927 条 ないし第 947 条
		また、イラクの民法には、弁護士や契約代理人を含む代理 一般に関するいくつかの規定がありますが、商業代理については、商業代理店法上の特有の規定が優先して適用されます。	
2.	登録商業代理店となることができる者	商業代理店法には、商業代理店は、イラク国民または 100% イラク資本の法人でなければならないという要件がありま す。上記1項で言及した連合国暫定当局の行政措置の結	第 4-1 条 (A)

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		果、この国籍制限はもはや適用されないことが予定されていました。もっとも、実務上では、国籍要件を満たさない限り、イラクの当局は当該商業代理店に対して商業ライセンスを発行しません。	
		イラクの商業代理店として活動することができる者として のその他の要件には、以下のものが 含まれます。	
		<ul><li>イラクに居住していること</li></ul>	
		• イラクに商業事務所を有していること	
		• イラクの商工会議所の会員であること	
3.	商業代理/商業代理店の定義	商業代理とは、代理の形式にかかわらず、イラク国内の者 がイラク国外の者の代理店として行う商業活動のことをい います。	第 3-1 条
4.	商業代理店の利用以外の方法	委託者により直接行われるか否かにかかわらず、イラク国内に向けた直接販売についての一般的な制限はありません。また、海外法人による商品の輸入についての一般的な制限もありません。ただし、所轄省庁(たとえば、医薬品	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		については保健省)が対象となる製品につき指令を発行・ 執行している場合には、製品固有の制限が存在する可能性 はあります。	
5.	商業代理店/商業代理店契約の登録	連合国暫定当局による行政手続の停止により、イラクでは、商業代理店関係の登録は不要となることが予定されていました。しかし、現行の法制の実務においては、会社登記局は、代理店が商業代理を登録することを義務付けています。	第9条
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	現行の法制においては、商業代理が代理店により会社登記局にて登録されなかった場合に、5年から15年の間の懲役を科される可能性があります。また、登録されなかったことにより、契約をイラクの裁判所で強制執行できなくなる可能性があります。	第 15 条 イラク刑法第 25 条
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または 監督機関の名称	貿易省(Ministry of Trade)および会社登記局(Companies Registry)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	商業代理店法の実務上では、代理店が商業代理店契約の登録の更新を遅滞した場合、または商業代理店が(2項で述べ	第 6-3 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		た) イラクにおける商業代理店に求められる要件を満たさ なくなった場合には、会社登記局が商業代理の登録を抹消	第 7-1 条
		します。	第 4-1 条
9.	独占性	商業代理店法には、独占性についての要件はありません。	
10.	商業代理店契約に要求される準拠法および管 轄	商業代理店契約との関係で、管轄についての明示的な要件はありません。そのため、当事者には、イラクの民法の一般条項に基づき、紛争解決手段として外国の裁判所や国際仲裁に合意する自由があります。	民法第 25 条
		もっとも、イラクの裁判所が、公序を理由に、特定の契約 や条項に関する決定の執行を拒否する一般的なリスクはあ ります。当事者は、未登録の商業代理店契約に基づく紛争 を外国の裁判所や国際仲裁に付託することに合意すること もできますが、イラクの裁判所が未登録の商業代理店契約 に関する外国の判決や仲裁判断を執行する可能性は低いで しょう。	
		イラクはニューヨーク条約の締約国ではなく、(リヤド条 約の例外を除き)外国の判決や仲裁判断の執行に関する相	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		互条約はほとんど締結していません。	
		なお、当事者が契約において外国の裁判所や国際仲裁を選択しているか否かにかかわらず、イラクの裁判所が様々な場面において管轄を受諾する可能性はあります。したがって、委託者は並行手続や競合する手続のリスクについても検討する必要があります。二重起訴や訴訟競合のリスクについて検討する必要があります。国際仲裁や外国の裁判所による管轄を選択するのであれば、委託者としては、イラクの代理店が提起した訴訟につき、イラクの裁判所が補償を命じる判決を下した場合、委託者の「本国」たる法域の裁判所が果たしてこのような判決を執行するのか、ということも検討すべきかもしれません。	
		商業代理店法には、当事者が契約の準拠法としてイラク法 を選択しなければならないという要件はありません。もっ とも、イラクの裁判所が管轄を主張する場合、裁判所は、 当事者により選択された準拠法にかかわらず、イラク法を 適用する傾向があります。	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または	特にありません。	

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
	最長期間		
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	民法の一般契約法によれば、代理は、一方の当事者が死亡 した場合、法的能力を喪失した場合、契約が完了した場 合、および期間の定めのある契約については、期間満了の 場合に終了します。	民法第 946 条 および第 947 条
		一方の当事者は他方の当事者に予告することで契約を終了させることができますが、代理から生じた権利を有する第三者との関係では、その第三者の同意を事前に取得しなければなりません。これは、代理により商品やサービスを取得した全ての第三者の同意が必要ということでなく、副代理店などについては同意が必要であることを意味しています。代理店は、契約の終了にかかわらず、第三者との間で未履行となっている契約については、業務が契約の終了の影響を受けないよう、履行を完了させなければなりません。	
13.	登録された商業代理店契約の解約および/または非更新の際の補償	商業代理店契約を終了させる者は、「不適当な時点における、正当な理由のない」解約の結果として他方の当事者が 被った損害を補償しなければなりません。契約がその条項	民法第 947 条

	項目	概要	参照条文
			(商業代理店 法の条文)
		に従って、十分な予告期間をもって終了した場合、特に結果として代理店が何の損害も被っていなければ、委託者が 補償の支払いを要求される可能性は低いでしょう。	
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の 規定	現行の実務上では、未登録の商業代理店契約は無効と考えられる可能性が高いでしょう。したがって、イラクの裁判所は、公序を理由に未登録の商業代理店契約を是認することを拒否する可能性は高いでしょう。	
		イラク法には、未登録の契約について定めている規定はあ りません。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および/また は非更新の際の補償	現行の実務上では、未登録の商業代理店契約は無効と考えられる可能性が高いでしょう。イラク法には、未登録の契約について定めている規定はありません。	
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	特にありません。	